

『別府市温泉発電等の地域共生を図る条例』（仮称）素案

1 目的

東日本大震災以降、自立・分散型で環境負荷の低い温泉発電等の導入が注目され、別府市地域でも導入が進められています。別府市は、素晴らしい自然環境及びそれに立脚した豊かな温泉資源を生かし、国際観光温泉文化都市として発展してきました。

今後も別府市が持続可能な発展を遂げていくためには、温泉発電等の導入に対して、温泉資源の保護とともに周辺環境を考慮した上で、関係法令の遵守と環境との調和を図っていく必要があります。また、本市の温泉及び観光に関わる産業の発展は言うに及ばず、地域との共生の観点から、温泉資源の恵みを市民が享受するとともに、災害時における市民や観光客の安全性確保にも寄与できるようにする必要があります。

この条例は、別府市における温泉発電等の導入事業が自然環境や生活環境と調和を図るとともに別府市民と共生を図っていくため、必要な事項を定めることとし、それにより、市地域の温泉資源に配慮しつつ、その持続可能な利活用並びに地域の振興及び公共の福祉に資することを目的とするものであります。

2 定義

1 温泉発電等の導入

温泉発電（源泉から湧出する温泉水及び噴気を熱源に利用した発電のこと）その他地熱エネルギーを利用した発電設備（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第3項に規定する事業用電気工作物のうち、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項で規定する対象事業を除いたもの）及びその付帯設備の設置

※ 対象事業とは、環境影響評価法第2条第2項で規定する第1種事業（10,000kw以上）の全て及び同法同条第3項で規定される第2種事業（7,500kw以上～10,000kw未満）のうち同法第4条で規定する判定手続で環境影響評価を実施することとなった事業を指します。

2 導入事業者等

(1) 導入事業者

温泉発電等の導入をしようとする者

※ 工事完了後に所有権を移転し、発電設備その付帯設備（以下、「発電設備等」とします。）を引き渡す場合には、当該発電設備等の所有権を有する予定の者

(2) 設備所有者

温泉発電等の発電設備等の所有権を有する者

3 近隣関係者等

(1) 近隣関係者

温泉発電等の導入場所の敷地境界から半径200m以内の区域（近隣地域）の住民、又はその区域に所在する土地及び建物の所有者、管理者、占有者

(2) 近隣温泉関係者

発電設備の熱源となる源泉又は当該源泉から150m以内に所在する源泉の所有者及び源泉から湧出した温泉の直接の利用者、温泉発電等の導入事業者等

※ 発電を目的として大分県知事から大口径、大深度で新規掘削又は増掘の許可が出された噴気・沸騰泉を熱源とする場合には、300mまで拡大します。

(3) 水利関係者

発電設備等に関して、取水及び排水等が行われる場合のその当該流域の水利権者

3 市、導入事業者等の責務

1 市の責務

- (1) 導入事業者及び設備所有者（以下、「導入事業者等」とします。）に関係法令を遵守するよう指導、助言、勧告その他の必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 本市地域での温泉発電等との共生を図るため、導入事業者等、市民に対して温泉発電等の導入に関する必要な情報の収集を行うとともに、情報提供を行うものとします。

2 導入事業者等の責務

- (1) 発電設備等、発電設備の熱源となる源泉など温泉発電等の導入に必要な情報について市、近隣関係者、近隣温泉関係者に示すとともに、近隣関係者、近隣温泉関係者の理解を得るために必要な説明等を積極的に行わなければならないものとします。
- (2) 請負契約を締結する者も含め、関係法令の遵守及び自然環境、生活環境の保全に関して配慮しなければならないものとします。
- (3) 温泉資源の恵みを市民が享受できるよう努めなければならないものとします。
- (4) 温泉発電等の発電設備等について、設置及び稼働から撤去及び廃棄に至るまで適正に管理するとともに、事故及び公害等の防止に努めるものとします。
- (5) 事故、公害及び災害等が発生した場合には、適切な対応を図るとともに、再発防止の措置を講じるものとします。

4 国県等との連携

市長は、本市地域での温泉発電等との共生に関して、国県等と緊密な連携を図るよう努めるものとします。

5 導入に向けた事前の手続等

1 事前協議の実施

導入事業者は、発電設備等の設置工事（関連工事の全て含む。以下、同様とします。）を着工する前に事前協議を行うものとします。

2 事前協議の開始

- ① 導入事業者が事前協議を開始する場合には市に届け出るものとします。
- ② 届出受理後、事前協議の終了に向けて必要な事項を指示書により通知します。
- ③ 暴力団関係者が含まれていた場合には、当該関係者を排除する旨の通知をし、暴力団関係者が排除された事実を確認した後に指示書を交付します。

3 本市が所管する手続の実施

指示書で通知された内容に従い、本市所管の法令に定める手続を関係各課に行います。

4 地元説明会の開催等

(1) 近隣関係者及び近隣温泉関係者への説明

- ① 導入事業者は、近隣関係者及び近隣温泉関係者を対象として、発電施設ごとに当該事業に関する説明を導入事業者自らがを行い、意見を把握するとともに可能な限り真摯に対応するものとします。
- ② 導入事業者は、近隣関係者には地元説明会を必要な回数開催することとします。
- ③ 市は、計画される温泉発電等の導入事業が自然環境や生活環境に対して広域に影響を及ぼすと想定される場合には、近隣関係者及び近隣温泉関係者の対象の範囲を拡大するよう当該導入事業者に指示することができるものとします。

(2) 水利関係者への説明及び承諾

① 説明の実施及び承諾の取付

導入事業者は、発電設備等に取水又は排水を必要とする場合には当該水利関係者に事業計画とともに取水又は排水に関して説明を行った上で承諾を得るものとします。

② 発電設備等の取水又は排水を他者に委託する場合

導入事業者は、発電設備等の取水又は排水の管理を他者に委託する場合には受託者への適切な指導とともに、水利関係者にも説明するものとします。

5 周辺地域の自然環境及び生活環境に関する影響予測調査

(1) 事業者側からの周辺環境の影響予測調査

導入事業者は、温泉発電等の導入を想定し、発電施設ごとに、近隣地域における自然環境及び生活環境に関する影響予測調査を実施するものとします。

(2) 発電所からの騒音防止の計画策定

導入事業者は、前述の影響予測調査のうち都市計画区域内に存在する発電設備の敷地内からの騒音に関して、周辺地域への影響を未然に防止するため、騒音防止の計画を策定するものとします。

6 事前協議の完了

(1) 事前協議完了の報告

導入事業者は、事前協議の完了に当たっては、「3 本市が所管する手続の実施」「4 地元説明会の開催等」「5 周辺地域の自然環境及び生活環境に関する影響予測調査」に関する報告を行うこととします。

(2) 事前協議完了の承認

- ① この場合に、関係書類が全て添付され、追加書類の提出を求めると確認できれば、事前協議完了の承認書を交付します。
- ② 承認書交付後、導入事業者は発電設備等の設置工事を着工するものとします。

7 モニタリング

(1) モニタリングの要請

市は、次に該当する導入事業者に対して、事前協議の完了を承認する際、モニタリングを要請します。

- ① 新規掘削した源泉により熱源を確保する場合
- ② 代替掘削した既存源泉（当該源泉から150m以内に別の源泉が存在しないものを除く。）により熱源を確保する場合

(2) モニタリングの実施

市からモニタリングを要請された導入事業者等は、発電設備等の設置工事の着工前及び発電開始の6ヶ月後、1年後、以後1年経過するごとに温泉水の温度、湧出量、泉質等を計測し、結果を報告するものとし、発電設備を撤去及び廃棄をするまで実施することとします。ただし、市が認める場合にはこれに限らないものとします。

(3) 着工に関する例外

導入事業者が、市からモニタリングを要請された場合には、着工前のモニタリング報告が終了した後に発電設備等の設置工事を着工するものとします。

8 着工及び完了の届出

導入事業者等は、発電設備等の設置工事の着工及び完了に関して届出を行うことにします。なお、工事の完了は発電設備等に関して電気事業法を初めとする関係法令の完了検査等が終了した時点（関係法令の完了検査等の必要がない場合には電気事業法第39条第1項の技術基準への適合を確認した時点）とし、完了検査等を終了した証明を添付してもらうこととします。

9 事業者等の変更

導入事業者等は、導入事業者等及び請負契約を締結する事業者に関して次の変更（当該事業者の法人格が変更になる場合を含む）を行う場合には市に届出を必要とします。

- ① 事前協議開始の届出以降に導入事業者等に関する変更がある場合
- ② 事前協議完了の承認後に請負契約を締結する事業者に関する変更がある場合

10 発電事業内容の変更

導入事業者等は、事前協議完了の承認を受けた発電事業に関して、次の変更を行う場合には市に届出を必要とし、変更の内容によっては市の指示を受け、「2 事前協議の開始」から「8 着工及び完了の届出」までの手続を行うものとします。

- ① 発電設備等が変更となる場合
- ② 熱源となる源泉及び源泉からの熱エネルギーの供給に関して変更となる場合
- ③ 発電設備等への取水又は排水に関して変更となる場合
- ④ 発電設備等の位置及び土地の利用、導入場所の敷地面積等が変更となる場合

11 事故時の措置

(1) 導入事業者等の義務

導入事業者等は、事故により発電設備等から公害の原因となる物質を発生させ、又は発生するおそれが生じたときは、ただちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、事故の復旧に努めなければならないものとします。

(2) 事故状況の報告

事故が発生した場合に、導入事業者等は、市に対して、ただちに状況報告を行うものとします。

(3) 事故の再発防止

事故状況の報告を行った導入事業者等は、その事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置の実施に関する計画を市に提出することとします。

12 設備の廃止

設備所有者は、発電設備等を廃止する場合には、近隣区域の自然環境や生活環境に配慮しながら、発電設備等の撤去及び廃棄を行うものとします。

13 市の同意

(1) 市の同意

導入事業者が国庫補助等の申請及び各種法令の許認可などのための手続に伴い、市の同意を要する場合には、審査の結果、同意するものとします。

(2) 事業の変更の制限

導入事業者の役員変更及び住所変更などの軽微な事項を除き、同意した事業内容の変更については、再度同意の手続を必要とします。

6 立ち入り調査

この条例による届出や報告の確認に必要な限度において、温泉発電等に関する工事現場、建築物及び工作物等を設置する敷地その他の場所に対して、市の職員を立ち入らせ、調査させることができるものとします。

7 改善勧告や同意の取消、公表等

1 改善勧告

次の事項に該当したときに、当該事業者から意見を聴取した上で改善勧告を行います。

- (1) 本条例に反する導入
- (2) 事前協議の内容と異なる工事の実施
- (3) 事前協議において虚偽があったと認められる場合

2 同意の取消

次の事項に該当したときに市の同意を取り消し、その旨を関係機関に通知します。

- (1) 前述の改善勧告に従わない場合
- (2) 同意の手続において虚偽があったと認められる場合

3 公表

改善勧告に従わない場合に、当該事実をインターネットを利用した方法で公表します。また、必要に応じて関係機関にも通知します。

4 条例等の手続の取り扱い

改善勧告、同意の取消、公表を受けた当該案件だけでなく、当該案件の導入事業者が行う他の案件についても、当該事実が改善されるまで事前協議の完了の承認又は同意をしないものとします。

8 情報の収集及び公開

1 情報の収集

自然環境や生活環境と調和を図るため、導入事業者等に温泉発電等の導入に関する報告又は資料の提出を求めることができるものとします。

2 情報の公開

自然環境や生活環境と調和を図るため、導入事業者等から提供を受けた温泉発電等の導入に関する情報について公開に努めることとします。